

鹿児島県いじめ防止基本方針



平成29年10月
鹿児島県

目 次

鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって	1
はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
2 いじめの定義	3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	7
(4) 教職員の資質の向上	9
(5) 地域や家庭、関係機関との連携	10
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	12
1 いじめの防止等のために県が実施する施策	12
(1) 県いじめ問題対策連絡協議会の設置	12
(2) いじめ防止対策等のための機関の設置	12
(3) 県教育委員会として実施する施策	12
(4) 市町村立学校における対応のための指導助言	14
(5) 私立学校における対応のための要請	15
2 いじめの防止等のために県立学校が実施すべき施策	15
(1) 県立学校いじめ防止基本方針の策定	15
(2) 県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	17
(3) 県立学校におけるいじめの防止等に関する措置	20
3 重大事態への対処	23
(1) 学校の設置者又は学校による調査	23
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	26
第3 その他	27
(巻末資料)	
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)	28

鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもある。子供たちの規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性は、時代を超えて大切に育ていかなければならない。技術革新や国際化などによりこれからの社会が加速度的に変化する状況にあると言われるからこそ、変化の激しい社会を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、豊かな心などを育む教育の推進はますます重要になると考える。

こうした中、いじめの未然防止や早期発見・早期解消といったいじめ問題への対応は、本県教育にとって最重要課題の一つである。各学校においては、引き続き、軽微と思われることでも積極的に把握し「1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識の下、児童生徒に対して適切な対応を取ることが求められる。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されてから3年が経過し、平成29年3月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しが行われた。本県の基本方針も平成26年3月の策定から3年が経過し、各学校での慎重かつ丁寧な実践が積み重ねられる一方で、学校における対応や関係機関等との連携などの面での課題も出てきた。

今回の改定は、こうした国の基本方針の見直しや本県におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものである。この基本方針や各地域・学校における方針を踏まえ、各教育委員会と学校が一丸となって保護者や外部専門家等とも連携しながら、いじめ防止等に向けた総合的かつ効果的な取組が進められることを期待したい。

平成29年10月
鹿 児 島 県

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

平成24年9月に実施した「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査」において、本県で約3万件のいじめの問題が認知されるなど、いじめの問題は、本県教育にとって最重要課題のひとつであり、その解決に向けて、教育関係者の真摯な取組が強く求められている。

本県では、これまで、軽微と思われることでも積極的に把握し、「1件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である」という認識の下、一人一人の教職員が、自分の学校、担当する学級でもいじめが発生し得るという危機意識をもち、未然防止に努めるとともに、いじめがあった場合は、いじめられている児童生徒や保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携しながら、当該児童生徒へのケアや、いじめを行った児童生徒への適切な指導に、学校全体で迅速に対応するよう努めてきた。

鹿児島県いじめ防止基本方針は、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

なお、この基本方針は、第1の事項は県内全ての学校を、第2及び第3の事項は県内の県立学校及び私立学校を対象として策定したものである。

平成26年3月
鹿 児 島 県

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件

が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、被害を受けた児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快を感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる

- ・ 人前で衣服を脱がされる
- ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方^{*1}

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのためには、道徳科の授業や、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒

*1 いじめの防止等にあたっては文部科学省の示した「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」についても参照されたい。

が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動として推進することが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や児童生徒を取り巻く環境等にも着目し、関係機関との連携の中で解決する観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。このことは、「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりと通ずるものである。

なお、学校として特に配慮が必要な以下の児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的

には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに、例えば転入学やクラス替えなどの児童生徒を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合には、ささいな変化に気付くことができるよう、より一層の注意が必要である。

いじめを認知する際の留意点として、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合、微かなサインに気付くための「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」^{*2}の質問紙を活用するなど、児童生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うことも有効である。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その

^{*2}「SNSチェックシート」を活用する際には、「学校楽しいーと」等と組み合わせて調査を実施することにより、情報通信機器を利用していない児童生徒にも配慮することが必要である。また、情報通信機器を利用していない児童生徒は、集団において疎外感や孤独感を抱きやすいため、配慮が必要である。

結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。なお、法第26条では、「市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と定めており、一定の教育的配慮の下に、適切な運用が必要である。

また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、地域の実情に応じ、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することが求められる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な

被害が生じる恐れがあり，直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。

これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

「いじめ解消」定義

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害児童生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。

また，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ，他の事情も勘案して判断する。

(4) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには，一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため，教職員がいじめの問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子供に関わるための基本的な姿勢に

ついて正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるよう、教員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方等について、理解を深めておくことが必要である。また、特定の教員のみで対応するのではなく、学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。

いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努め、教師の気付く力を高めることが必要である。また、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を推進することが大切である。

なお、体罰は、法律上も禁止されている上、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

児童生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策

を推進することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行うことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

(1) 県いじめ問題対策連絡協議会の設置

ア 設置の趣旨

県は、法第14条第1項に基づき、本県におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

イ 構成員

構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、PTAなど、必要と認められる機関及び団体の代表者で構成する。

(2) いじめ防止対策等のための機関の設置（令和3年7月16日）

ア 設置の趣旨

法第14条第3項の規定に基づき、県教育委員会に鹿児島県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策について調査審議等を行うための機関を設置する。

イ 中立性・公平性に配慮した構成員の選定

本機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。

ウ 機能

県はいじめ防止等の対策について調査審議するとともに、法第24条及び法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

(3) 県教育委員会として実施する施策

ア いじめの未然防止のための措置

児童生徒の豊かな情操と道徳心や人権尊重の精神を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実に努める。

いじめ問題対応チーム、臨床心理相談員、家庭用啓発資料等の活用を推進する。

「いじめ問題を考える週間」を県内全ての公立学校で設定し、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を推進させるとともに、いじめの実態把握等について、各学校の取組状況を確認する。

また、豊かな心を育成する生徒指導の視点から、いじめを抑止するための予防的な取組として、児童会・生徒会活動や、あいさつ運動、ボランティア活動など、いじめの防止に資する観点から当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。また、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発をはじめ、その他必要な措置を講ずる。

児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考

力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話、創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進し、各学校における児童生徒が達成感や充実感を味わうわかる授業の充実のための必要な措置を講ずる。

イ いじめの早期発見の措置

県下共通のアンケート様式を用いて、全ての児童生徒を対象に、「いじめの問題に関する実態調査」を実施し、軽微と思われることでも積極的に把握する。また、児童生徒の心身の状態や交友関係など内面を把握して適切なアセスメントができるように、学校におけるアンケート調査や県総合教育センターが開発した「学校楽しいーと」、「SNSチェックシート」等の活用を推進するとともに、活用方法についての研修を実施する。このようないじめの早期発見における措置について学校における取組状況を把握する。

学校を休む児童生徒の多面的な見取りや支援のために、正課及び課外活動（部活動含む）等における欠席の把握や保護者との情報共有が進むよう取組を促す。

ウ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び周知

- ・ 「かごしま教育ホットライン24」、県総合教育センターにおける相談
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・ いじめ問題等に大学教授等の専門家や県教育委員会職員等の活用
- ・ これらの相談体制を活用して、教職員がいじめの防止等に関する対応等を相談することができることについて周知
- ・ 家庭用啓発資料配布

エ いじめに関する教職員研修の充実

- ・ 県総合教育センターの短期研修講座
- ・ 県指定研究協力校における研究成果の普及
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・ 人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」や人権教育実践例集「仲間づくり」を活用した校内研修の充実
- ・ いじめ問題に関する校内研修会の複数回実施の推進

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育の充実
- ・ 問題のある書き込みや画像等の検索・監視
- ・ ネットトラブルやSNS利用に詳しい大学生等を活用し、教員と共に行う授業の実施
- ・ ネットいじめ対策啓発資料配布

カ 調査研究及び検証、その成果の普及

- ・ 県総合教育センターにおける調査研究

キ 関係機関等との連携等

- ・ 関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体との連携体制の整備
- ・ 学校相互間の連携協力体制の整備（地区の生徒指導担当者会等）

ク 保護者の責務等を踏まえた啓発活動や家庭への支援

- ・ 保護者への啓発資料の配布
- ・ 各種広報誌への記事掲載
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・ 臨床心理相談員の活用

ケ 学校評価・教員評価への指導

学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日常の児童生徒理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに，その実態把握や対応が促され，児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう，学校に対する必要な指導を行う

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり，早期発見・事案対処のマニュアルの実行，定期的・必要に応じたアンケート，個人面談・保護者面談の実施，校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう，各学校に対して必要な指導・助言を行う。

教員評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日頃からの生徒の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の課題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等を評価するよう，学校に対する必要な指導を行う。

コ 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，必要に応じていじめ問題対応チームを学校へ派遣するなど，学校運営の改善を支援する。

学校が学校評議員や地域の関係団体等との連携・協働による取組を進められるよう，学校に対する必要な指導・助言を行う。

サ スポーツ少年団や社会教育団体等におけるいじめの防止等

少年団の指導資格認定講習会等において，いじめの防止等の指導が行われるよう働きかける。

シ 財政上の措置

県は，いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置，その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村立学校における対応のための指導助言

県は，市町村において，法に基づいた適切ないじめ防止等のための組織を設置し，必要な対策を講ずるよう要請するとともに，市町村に対して必要な指導助言を行うこととする。

(5) 私立学校における対応のための要請

県は、私立学校及びその設置者において、法に基づいた適切ないじめ防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請する。

2 いじめの防止等のために県立学校が実施すべき施策

(1) 県立学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

ア 学校基本方針策定の趣旨

学校は、いじめの防止等のため、学校基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

イ 学校基本方針の内容

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

ウ 学校基本方針策定上の留意点

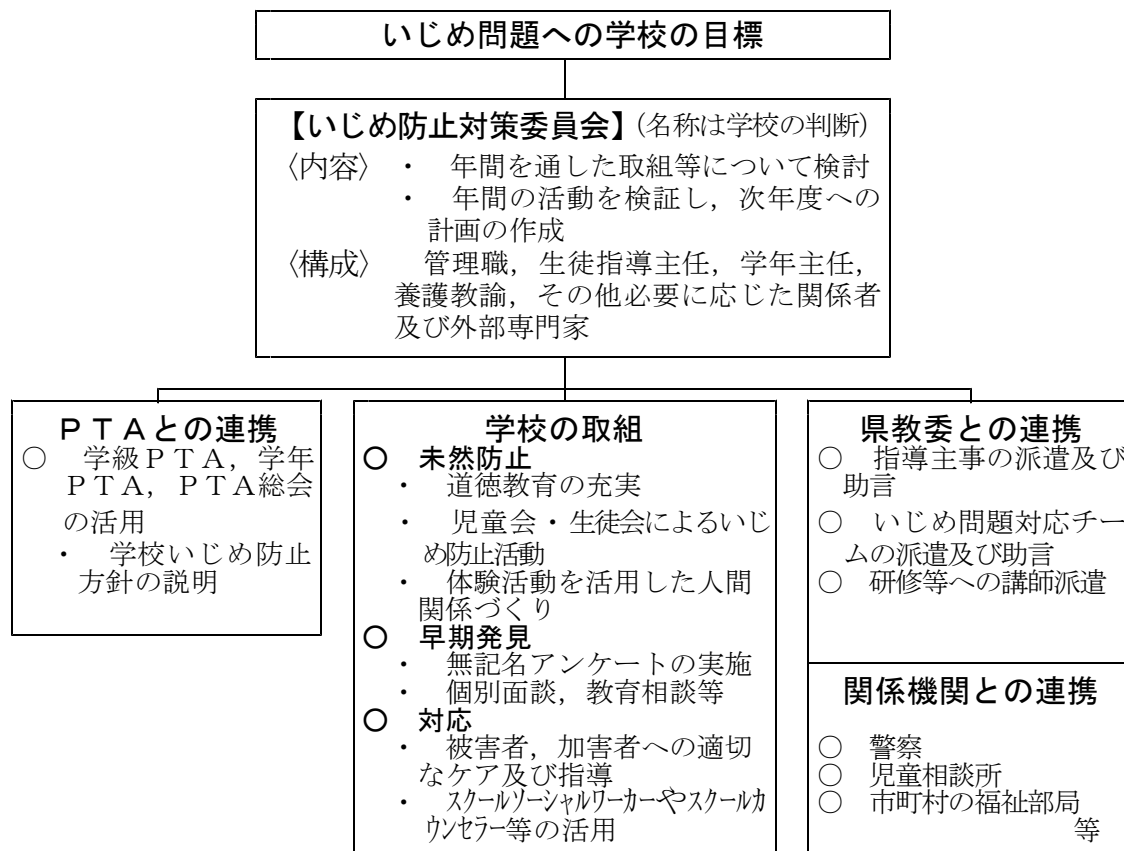
より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して機能しているかを既存の生徒指導部会等で確認したり、法第22条の組織を中心に定期的に点検したりし、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校基本方針を策定するに当たっては、家庭や地域等に配慮した学校基本方針となるようにすることとし、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくことができるように配慮する。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、いじめの防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行うものとする。

〇〇学校いじめ防止基本方針



【年間計画】

※ 下表の「取組の例」を参考に、それぞれの学校の実態に合わせて実施する活動や実施時期について計画してください。

	児童生徒関係	職員関係	検証関係
取組の例	・いじめ問題を考える週間 ・「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」等のアセスメントの活用 ・アンケート調査 ・教育相談 ・携帯・ネット利用実態調査 ・情報モラルについての指導(学年・全体集会, 講話) ・児童生徒会活動(いじめ防止標語募集等) 等	・職員の意識調査 ・校内研修(事例研究) ・外部講師を招聘しての研修会や講演等 ・定期的な生徒指導部会 等	・年間の活動計画の検討 ・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認 ・学校いじめ防止基本方針 ・年間の総括及び次年度に向けての取組確認 ・各アンケートの分析 ・教育相談のまとめ 等
4月			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

(2) 県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア 組織設置の趣旨

いじめは、学校が組織的に対応することが必要であり、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者その他学校評議員や民生委員などの関係者が参加する組織を設置する。

イ 役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。

- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。

- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

当該組織が、情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

なお、ささいな兆候や懸念にもあたらないと思われることであっても児童生徒にとって重大な意味をもつ場合もあるので留意する必要がある。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

- (エ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進する役割

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画を実践するとともに、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施す

る。また、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うことが必要である。(P D C Aサイクルの実行を含む。)

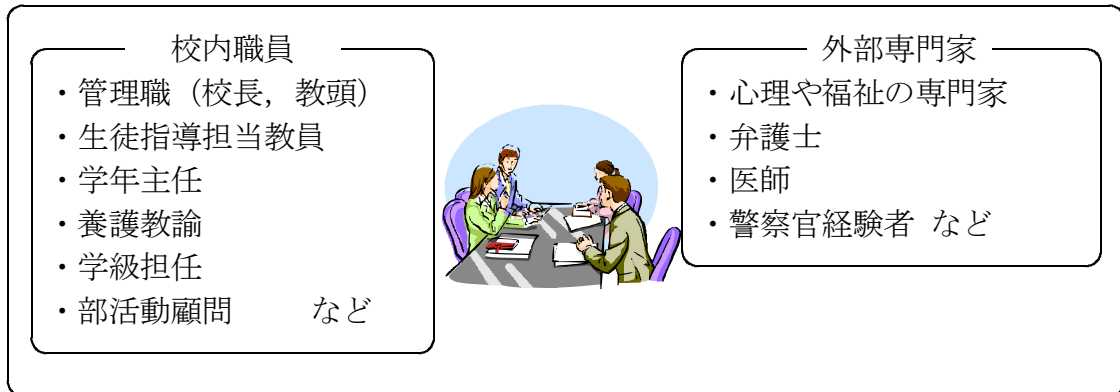
ウ 組織の構成員

組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師警察官経験者など外部専門家等が参加しながらチームとして対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

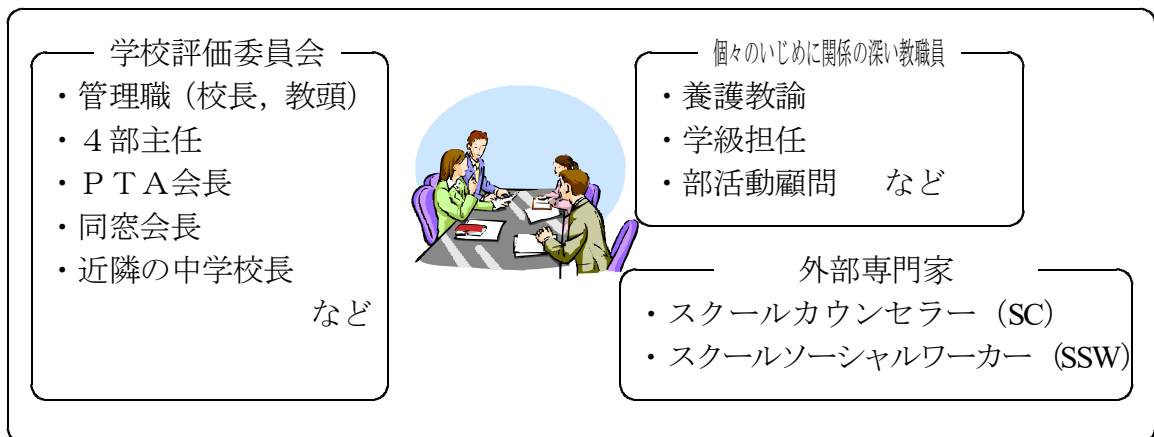
【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織例】

1 想定される組織

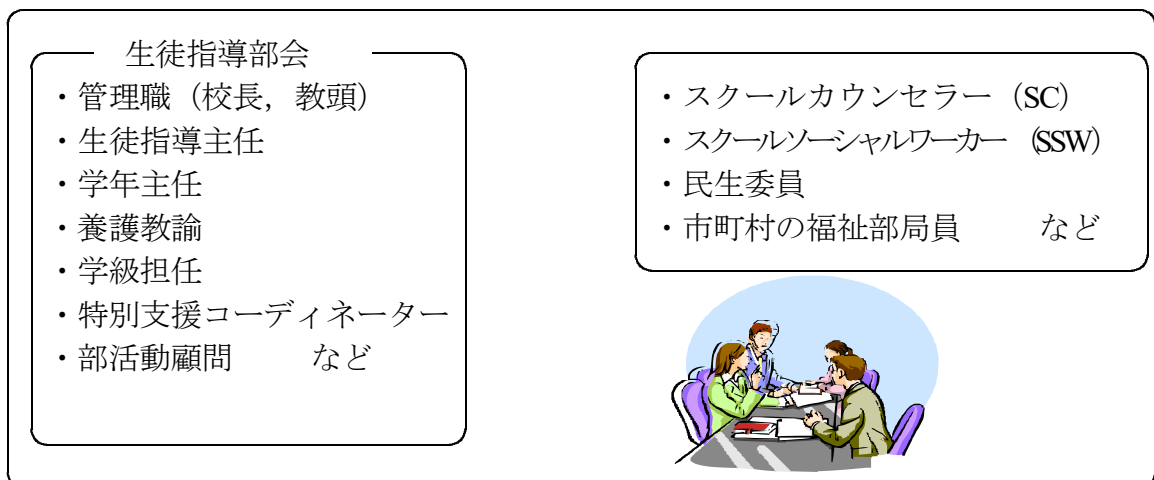


2 既存の組織を活用する

〔例1〕 学校評価委員会を活用する場合



〔例2〕 生徒指導部会を活用する場合



※ 例1，2の組織を重大事態が発生した際の調査組織とする場合は，発生した事案に応じて，公平性・中立性を確保する観点から調査組織としての対応が可能であるか検討する必要がある。

(3) 県立学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育，人権教育，体験活動等の充実
- ・ 死を悼み，その悲しみを味わうことで生を捉える教育の充実
- ・ 学級会活動や児童・生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実，あいさつ運動，ボランティア活動の充実
- ・ 「いじめをするな」の教育から「〇〇しよう」の教育にするために「傍観するな」という指導ではなく、「いじめに遭遇したら，〇〇しよう」という具体的な行動を示した指導の推進。
- ・ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力，読解力，思考力，判断力，表現力を育むため，読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり

イ 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいや装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- ささいな兆候であっても，いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを軽視することなく，積極的に認知する。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。

- ・ 相談体制の整備と相談しやすい雰囲気醸成
- ・ 定期的な教育相談の実施
- ・ 定期的なアンケート調査の実施

- ・ 「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」等のアセスメントの活用
 - ・ 教職員間の連携や家庭、地域との連携による情報交換、情報共有の推進
- ウ 早期対応

ウ 早期対応

- いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校において組織的に対応する。
- 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得るということを認識する。
- 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・ いじめの事実関係の把握
 - ・ いじめを受けた児童生徒の安全確保及び支援体制の整備
 - ・ いじめを行った児童生徒への指導及び支援体制の整備
 - ・ 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解
 - ・ 関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
 - ・ 保護者や関係機関との連携
 - ・ 周りではやしたてる児童生徒、見て見ぬふりをする児童生徒への対応
- エ いじめに関する教職員研修の充実

「いじめ対策必携」を活用した研修や事例研究を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、年に複数回の校内研修を位置づけ、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

オ 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことが重要である。

学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。(巻末資料参考)

カ 家庭や地域との連携の強化

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

- ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
- ・ いじめの事実があると思われた場合、関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するとともに、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援（必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアの実施）
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

キ その他

(7) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

(4) 学校評価・教員評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるようにする。

また、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題の共有化、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を観点として評価するようにする。

3 重大事態への対処^{*3}

(1) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味と事態例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 上記の例も参考に「重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する必要がある。

なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

^{*3} 重大事態への対処にあたっては平成29年3月に文部科学省の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」についても参照されたい。(巻末資料)

※ 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・ 県立学校→県教育委員会→知事
- ・ 私立学校→知事

(ウ) 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

なお、学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織

学校が組織した「いじめの防止等の対策のための組織」又は教育委員会が設置する機関において調査を行う。

構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取り、その意向を確認しながら、必要な対応を行う。
- ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育

委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)

- ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

○ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

遺族の要望・意見を十分に聴取する。なお、児童生徒の自殺に際して遺族の心持は、時間の経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的なかかわりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添う必要はない。

- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(カ) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、

法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果の報告先は、下記のとおりとする。

- ・ 県立学校→県教育委員会→知事
- ・ 私立学校→知事

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

ウ 調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。また、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援を行う必要がある。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

加害児童生徒に対しては、保護者の協力を得つつ、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる必要がある。

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

ア 再調査

(ア) 重大事態の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

(イ) 再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

なお、私立学校については、私立学校法第6条に規定する権限の行使など必要な措置を講ずる。

県立学校について再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて適切に設定し、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

第3 その他

県は、市町村における基本方針、県立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。なお、私立学校については、策定のための必要な助言や情報提供を行う。

また、県は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

平成 2 9 年 3 月
文 部 科 学 省

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

目次

はじめに

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第2 重大事態を把握する端緒

第3 重大事態の発生報告

第4 調査組織の設置

第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

第6 調査の実施

第7 調査結果の説明・公表

第8 個人情報の保護

第9 調査結果を踏まえた対応

第10 地方公共団体の長等による再調査

はじめに

- 平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第28条第1項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。同規定の施行を受け、文部科学大臣が法第11条第1項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め、「重大事態への対処」に関し、学校の設置者又は学校による調査の方法や留意事項等を示した。更に、基本方針の策定を受け、いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成26年7月）、法第28条第1項第2号の不登校重大事態の場合の調査についても、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）が策定された。
- しかしながら、基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生している。
- 法附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成28年11月2日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目において、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘され、併せて、このような現状・課題に対して、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。
- 以上を踏まえ、文部科学省として、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

(基本的姿勢)

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

第2 重大事態を把握する端緒

(重大事態の定義)

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)

- 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

(重大事態の範囲)

- 重大事態の定義 (事例) ※重大事態として扱われた事例【別紙】
- 誤った重大事態の判断を行った事例等
 - ①明らかにいじめにより心身に重大な被害(骨折、脳震盪という被害)が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなかった。

②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。

(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)

- 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)

- 学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）第5章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応すること。

第3 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

(支援体制の整備のための相談・連携)

- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。
- 高等専門学校を設置者及び高等専門学校は、法第35条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめの防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

第4 調査組織の設置

(調査組織の構成)

- 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

(調査組織の種類)

- 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

①学校の設置者が主体

a 公立学校の場合

- ・法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成される組織）において実施する場合
- ・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。）において実施する場合

b 私立学校及び国立大学附属学校の場合

- ・学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げる場合

②学校が主体

a 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校いじめ対策組織」という。）に第三者を加える場合

b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

(第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合)

- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、学校いじめ対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

(説明時の注意点)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）
※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

(説明事項)

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又

は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採ることを、予め説明すること。

- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

(外部に説明を行う際の対応)

- 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。）。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。

(自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方)

- 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）
- いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

(被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合)【再掲】

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。

(被害児童生徒・保護者のケア)

- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。
- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

第6 調査の実施

(1) 調査実施に当たっての留意事項【共通】

(調査対象者、保護者等に対する説明等)

- アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

(児童生徒等に対する調査)

- 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。この際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

(記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。
※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。
- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

(調査実施中の経過報告)

- 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

(2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

(3) 自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査（背景調査の指針P17を参考とする。）

結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

③聴き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。）

④情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）

⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。）

（４）不登校重大事態である場合

○ 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行うこと。

第7 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）

○ 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）

○ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）

○ 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

○ 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を

怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

第8 個人情報の保護

(結果公表に際した個人情報保護)

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

第9 調査結果を踏まえた対応

(被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等)

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

【再掲】

- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

(再発防止、教職員の処分等)

- 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。また、学

校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。

第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
 - ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
 - ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
 - ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
 - ④調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)【再掲】

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(再調査の実施)

- 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第1から第8までの事項に沿って、調査を進めること。
- 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。